

サービスの利用料及び利用者負担

〈料 金〉

当事業所の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はありません。

ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、下記の介護報酬の告知上の額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

（サービス提供証明書を市町の窓口に提出されますと、後日に払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては、全額が利用者のご負担となる場合があります）

（１） 居宅介護支援の利用料

① 基本利用料（１か月につき）

区 分 (介護支援専門員 1 人当たりの利用者数)		要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援費Ⅰ (40人未満の場合)	40人未満の部分	11,889円	15,447円
居宅介護支援費Ⅱ (40人以上60人未満の場合)	40人未満の部分	11,889円	15,447円
	40人以上の部分	5,955円	7,712円
居宅介護支援費Ⅲ (60人以上の場合)	40人未満の部分	11,889円	15,447円
	40人以上の部分	5,955円	7,712円
	60人以上の部分	3,569円	4,618円

※ICTの活用または事務職員を配置する場合

区 分 (介護支援専門員 1 人当たりの利用者数)		要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援費Ⅰ (45人未満の場合)	45人未満の部分	11,889円	15,447円
居宅介護支援費Ⅱ (45人以上60人未満の場合)	45人未満の部分	11,889円	15,447円
	45人以上の部分	5,768円	7,480円
居宅介護支援費Ⅲ (60人以上の場合)	45人未満の部分	11,889円	15,447円
	45人以上の部分	5,768円	7,480円
	60人以上の部分	3,458円	4,486円

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等の算定

看取り期のケアマネジメントについて、ケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合でも、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースは、基本報酬を算定します。

② 加算 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

ア. サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1 か月につき 3, 315 円
入院時情報 連携加算Ⅰ	利用者が入院後 3 日以内に、介護支援専門員が病院又は診療所等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1 か月につき 2, 210 円
入院時情報 連携加算Ⅱ	利用者が入院後 7 日以内に、介護支援専門員が病院又は診療所等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1 か月につき 1, 105 円
退院・退所 加算Ⅰイ	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で（カンファレンス以外の方法）、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	1 回につき 4, 972 円
退院・退所 加算Ⅰロ	上記加算において、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供を、カンファレンスにより受けた場合	1 回につき 6, 630 円
退院・退所 加算Ⅱイ	上記加算において、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供を、カンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合	1 回につき 6, 630 円
退院・退所 加算Ⅱロ	上記加算において、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供を 2 回以上受けた場合で、うち 1 回はカンファレンスの場合	1 回につき 8, 287 円
退院・退所 加算Ⅲ	上記加算において、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供を 3 回以上受けた場合で、うち 1 回はカンファレンスの場合	1 回につき 9, 945 円
ターミナル ケアマネジメント 加算	末期の悪性腫瘍により死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、主治医等や居宅サービス事業所と連携してサービスを実施した場合	1 回につき 4, 420 円
緊急時等居 宅カンファ レンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1 回につき 2, 210 円
通院時情報 連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	1 月につき 552 円
特定事業所 加算Ⅲ	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	1 月につき 3, 414 円

〈その他の費用〉

内 容	金 額	説 明	支払方法
交通費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合は次の交通費が必要となります。 実施地域を超えた地点から、（税込） ①片道5km未満 220円 ②片道5km～10km未満 440円 ③片道10km以上、5kmごとに 220円加算	上記(2)の支払方法に準じて、お支払ください。
本契約の解約料	無 料	契約の解約にかかる費用は無料です。	
居宅サービス計画作成のキャンセル料	無 料	居宅サービス計画作成のキャンセルにかかる費用は無料です。	
申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供の記録等コピー料金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の記録等を利用者に交付する場合にコピー料金の実費負担が必要となります。	

※ その他の費用を改定する際には、1か月以上前に利用者又はその家族に文書で連絡します。